

（令和6年1月）霧島市立地適正化計画（案）

お寄せいただいたご意見の概要と市の考え方

番号	該当場所	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	第2章 立地適正化計画で解決すべき課題 課題2：まちのにぎわい・魅力向上	○まちのにぎわいは、観光業の宣伝に力を注ぎ官民一体となり活性化の促進事業の取組みの検討が必要。 日本で最初の国立公園となっているまちであり、鹿児島空港を拠点として外国人を迎え入れる観光事業も目指す必要がある。	立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランであり、行政・住民・民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくための計画であるため、観光業の取組みを計画対象としてはおりません。
2	課題4：災害に対する安全性確保	○山岳部に防災ダムの検討をすべき気象状況になってきている。	ご意見の内容については、第6章の防災指針の検討で、各地域の災害リスクに応じた防災指針の検討を行っております。
3	第2章 立地適正化計画で解決すべき課題	○国分中央地区・隼人駅周辺地区がそれぞれ誘導区域に設定されていますが、解決すべき課題「1. まちなかへの人口回帰」、「2. まちのにぎわい・魅力向上」、「3. 利便性の高い公共交通ネットワークの実現」、「4. 災害に対する安全性確保」を解決すべき具体的なプランが存在するのでしょうか。	ご意見の内容については、第5章の誘導施策の検討で、関連する施策の整理を行っており、第6章で防災指針の検討を行っております。

4	第4章 誘導区域等の設定	<p>○国分野口地区は、隼人地域市街地と国分市街地の中間地である。利便性の高い街づくりをすべき位置である。合併後の都市機能誘導区域と居住誘導区域として位置付けをすべき所である。</p> <p>○誘導区域の設定においては、「国分地域中心地に隣接する国分野口地区は、「都市核」としての都市機能の補完と居住誘導を併せ持つまちづくりを目指した活動が行われていることを踏まえ、都市機能誘導区域に設定する。」以上の内容を計画書に反映していただきたい。</p>	<p>本計画は都市再生特別措置法の規定により定めるものであり、居住誘導区域の検討に当たっては、法令で「定めないこととする区域」が定められています。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農用地区域（農振農用地）も「定めないこととする区域」であり、当該国分野口地区は農振農用地でありますので、都市機能誘導区域に設定することは現時点では困難です。</p>
5	第5章 誘導施策の検討	<p>○「誘導施策」</p> <p>①誘導方針 都市核における機能の維持・強化とネットワークの確保</p> <p>②誘導方針 歩いて暮らすことができるまちの実現</p> <p>誘導施策とは、都市機能誘導区域に都市機能を誘導、居住誘導区域へ居住を誘導するために講じる施策として「市が独自に講じる施策」、「国の支援措置を活用して実施する施策」となっています。以上の施策に、民間主導で出来る誘導方針（組合施行土地地区画整理事業）を加えては如何でしょうか。</p>	<p>4番目のご意見に対する市の考え方にありますとおり、当該区域を都市機能誘導区域に設定することと、誘導施策に組合施行土地地区画整理事業を加えることは現時点では困難です。</p>